

## 平成26年度第4回 流山市環境審議会 議事録

平成26年10月8日（水） 15時30分開会 16時30分閉会

場所

庁議室

出席委員：

金森有子委員、朽津和幸委員、和田まつゆ委員、村越弘行委員、新保國弘委員、秋元五郎委員、佐藤明委員、中大路早智江委員、中村貴代美委員、和田登志子委員

欠席委員：

赤坂郁美委員、吉永明弘委員

傍聴者

1名

事務局

飯泉環境部長、南雲環境部次長兼クリーンセンター所長、染谷環境政策・放射能対策課長、斉藤環境政策・放射能対策課長補佐、片浦環境政策係長、伊原環境保全係長、遠藤主査

リジонаル・プランニング・チーム（コンサルタント）1名

資料

資料1 環境審議会委員名簿

資料2 環境関連計画の計画期間一覧

資料3 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

資料4 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

資料5 生物多様性地域戦略

資料6 生活排水対策推進計画

資料7 路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例

資料8 第2次流山市環境基本計画（素案） ※新委員のみ配付

追加資料

議事

- (1) 会長、副会長の選出について
- (2) 第2次流山市環境基本計画の進捗について
- (3) 今後の審議会の予定について
- (4) その他

議事録

発言者	要旨
事務局	<p>本審議会の議事進行は、「流山市附属機関に関する条例」により会長が行うとしているが、会長及び副会長が決定していない。</p> <p>会長及び副会長が決定するまで、環境部長が仮議長として議事進行を務める。</p>
部長（仮議長）	<p>それでは仮議長を務める。</p> <p>議事（１）は「会長、副会長の選出について」である。</p> <p>本審議会の会長及び副会長は、「流山市附属機関に関する条例」第３条の規定により、「委員の互選によって定める」としている。会長、副会長の選出について御意見を願います。</p>
委員	<p>会長には、新保委員、副会長には赤坂委員を推薦する。</p>
部長（仮議長）	<p>会長に新保委員、副会長に赤坂委員を推薦する御意見をいただいた。本日、赤坂委員は欠席となっているが、事務局の方で何か報告等はあるか。</p>
事務局	<p>赤坂委員と話をしたところ、審議会で副会長に推薦された場合には、お引き受けしますとの承諾をもらっている。</p>
部長（仮議長）	<p>和田委員から提案のありました会長に新保委員、副会長に赤坂委員の選出でよろしいか。</p> <p>&lt;「異議なし」の声あり&gt;</p> <p>「異議なし」とのことであるので、会長は新保委員、副会長は赤坂委員に決定する。</p>
会長	<p>議題の（２）「第２次流山市環境基本計画の進捗について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第２次流山市環境基本計画策定の進捗について説明。</p> <p><b>【説明概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年、平成２５年８月２６日に平成２５年度第２回環境審議会で諮問を行った。</li> <li>・７回の環境審議会及び９回の策定部会による御審議をいただき、本年７月３１日に素案の答申をいただいた。</li> <li>・８月に庁議及び議会への報告を行い、去る９月１日から３０日まで３０日間のパブリックコメント手続きによる意見募集を行った。</li> <li>・１２名の市民の方から５２件の意見提出をいただいた。</li> <li>・これらの意見については、とりまとめと市の考え方の調整を行っている。</li> <li>・今月中旬から来月中旬にかけて、また庁議と庁内調整と市の意思決定を行い、１１月１８日に議会の全員協議会において報告を行う予定で調整している。</li> <li>・次回開催の審議会で、皆様にはその内容を御報告する予定。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画に関して、年度末の2月から3月に再度審議会を開催し、最終報告を行った上で、確定、公表へと進みたい。</li> </ul>
会長	<p>事務局からの説明は終わりました。これにつきまして、御質問のある方はどうぞ。</p> <p>他に御質問がなければ、議題（3）今後の審議会の予定について、事務局から説明をお願いします。</p>
課長	<p>資料2の環境関連計画の計画期間一覧により今後の審議会の予定について、説明。</p> <p><b>【説明概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活排水対策推進計画は、流山市内の公共水域の水質改善に向けた取組を記載したものである。</li> <li>・地球温暖化実行計画（区域施策編）は、流山市域内の二酸化炭素排出の削減に向けた取組を記載したものである。</li> <li>・地球温暖化実行計画（事務事業編）は、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減の取組を記載したものである。</li> <li>・生物多様性地域戦略は、生物の多様性の保全に向けた取組を記載したものである。</li> <li>・以上の4つの計画につきまして、それぞれ見直しとか策定作業を進めて行きたいと考えている。</li> <li>・さらに、流山市では、道路、公園、広場などの公共施設で路上喫煙、ポイ捨て、飼い犬のフンの放置等を防止して歩行者の安全の確保及びきれいなまちづくりを推進するため、「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」を制定しているが、重点区域を追加することについて、審議してもらいたいと考えている。</li> </ul>
委員	資料2で生物多様性地域戦略の見直しの時期が、この表から言いますと平成22年度が開始年度であるから平成27年度でよろしいか。
課長	生物多様性地域戦略は50年という長い期間をかけて行う計画であるですが、最初の5年間で見直しを行う規定があるので、平成27年度に見直しを考えている。
部長	生物多様性、ストップ温暖化、率先実行計画で概ね5年と考えているが、本来ならば今年度に見直しをかけて平成27年度からスタートするのが通常のパターンだが、現在上位計画である環境基本計画の策定を受けて見直しをかけることから1年ずれる形になった。
委員	条例や罰則は前からあったのか。
部長	路上喫煙等防止条例であったが、たばこのポイ捨てで市域全体を過料の地域にして、また犬のフンの放置も過料の対象としようとして条例名を変えて、平成22年4月1日から施行した。
委員	前から過料はあったのか。

部長	過料2,000円はポイ捨ての重点区域だけが対象だったのが、過料の範囲を広げて犬のフンの放置を付け加えて施行した。
委員	重点区域を広げることを審議会で審議するということですね。
会長	他に意見はあるか。 実際に検討するのは諮問があってからでよろしいか。
課長	諮問して答申をいただくという形で御意見をいただく。
会長	これから決めていくということですね。
課長	庁内的に何時頃のタイミングがいいか。どの地域が望ましいか、とか、その辺のところをしっかり決めてから、皆様の御意見を伺うことになる。
会長	それがその他の生活排水対策推進計画、地球温暖化対策実行計画とか生物多様性対策実行計画も含んで、それぞれやっていくのですね。
課長	地球温暖化実行計画については、国の方の温暖化の目標値がまだ出ていないが、今のところ予定では年度内には出ると思われるが遅れている。
会長	環境基本計画が決まるのが3月ですか。その後ですね。その前から少しずつ準備に入っていく訳ですね。来年から忙しい訳ですね。
委員	まちをきれいにする条例について、市民に周知するにはどうしたら良いか同時に考えるべきと思う。
部長	市民の皆様にも周知を図っていくのが一番大事で、改めて何か周知を図る方法もいっしょに考えていきたい。
会長	それでは、次の議事に移りたいと思います。「その他」について事務局から願います。
事務局	次回の審議会の開催日程についてですが、第2次流山市環境基本計画のパブコメ手続きの実施結果について御報告できるのが、12月議会の終了後になるので、12月22日月曜日を予定している。
委員	時刻はいつもと同じ3時からか。
部長	皆様、御都合があると思うが、日にちは変えずに22日と言うことで、時間については、調整してまた改めて通知する。
委員	いつも月曜日が審議会となっているが、別の会議と重なってご迷惑をかけるが。
会長	例えば、曜日を変えて行くのもひとつの方法で平等になる。
部長	開催ごとに曜日を変えて行くのもひとつの方法だ。そうすれば万遍なく出席することができると思う。その辺も踏まえて検討する。
事務局	ありがとうございました。以上をもちまして、平成26年度「第4回流山市環境審議会」を閉会します。